

# 介護付き有料老人ホーム オリーブの苑

## (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業

### 契約書・重要事項説明書

#### 契約書目次

<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (契約の目的)</p> <p>第2条 (通所介護計画の決定・変更)</p> <p>第3条 (介護保険給付対象サービス)</p> <p>第4条 (介護保険給付対象外のサービス)</p> <p>第5条 (運営規定の遵守)</p> <p>第二章 サービスの利用と料金の支払い</p> <p>第6条 (サービスの利用と料金の支払い)</p> <p>第7条 (利用料金の変更)</p> <p>第三章 事業者の義務</p> <p>第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)</p> <p>第9条 (守秘義務等)</p> <p>第四章 契約者の義務</p> <p>第10条 (契約者の施設利用上の注意義務)</p> <p>第11条 (契約者の禁止行為)</p> <p>第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)</p> <p>第12条 (損害賠償責任)</p> <p>第13条 (損害賠償がなされない場合)</p> <p>第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)</p>	<p>第六章 契約の終了</p> <p>第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)</p> <p>第16条 (契約者からの中途解約等)</p> <p>第17条 (契約者からの契約解除)</p> <p>第18条 (事業者からの契約解除)</p> <p>第19条 (契約の終了に伴う援助)</p> <p>第20条 (契約者の入院に係る取り扱い)</p> <p>第七章 その他</p> <p>第21条 (居室の明け渡しー清算ー)</p> <p>第22条 (残置物の引取等)</p> <p>第23条 (一時外泊)</p> <p>第24条 (苦情処理)</p> <p>第25条 (協議事項)</p>
---	---

# 介護付き有料老人ホーム オリーブの苑 (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業

## 利用契約書

————— (以下「契約者」という。) と社会福祉法人聖母の騎士会 (以下「事業者」という。) は、契約者が介護付き有料老人ホーム オリーブの苑 (以下「事業所」という。) において事業者から提供される介護予防特定施設入居者生活介護サービス及び特定施設入居者生活介護サービス (以下「特定施設サービス」という) を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第3条及び第4条に定める特定施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する特定施設サービスの内容、利用期間、費用等の事項は、重要事項説明書並びに介護予防特定施設サービス計画書及び特定施設サービス計画書 (以下「特定施設サービス計画書」という) に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第17条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

#### 第2条 (特定施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める特定施設サービス計画書の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 事業者は、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画 (以下「特定施設サービス計画」という) について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者及びその家族等の状況・要請に応じて、特定施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、特定施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、特定施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、特定施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第3条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理

及び療養上の支援を提供するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - 一 契約者に対する理美容サービス
  - 二 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、（訪問診療、訪問歯科、訪問マッサージ等）の外部サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明し、同意を得て、サービスを提供するものとします。

#### 第5条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営管理については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要支援・要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者が未だ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要支援・要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））認定がされなかった場合（自立と判断された場合）全額が自己負担となり払い戻しはありません。
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と居住費、おむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに、事業者が指定する銀行口座自動引落方式で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### 第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者の心身の状況等を適宜、ご家族等に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度に変更された場合には、速やかにご家族等にも通知することとします。
- 7 事業者は、契約者に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 8 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第9条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、特定施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に遺漏しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。

### 第四章 契約者の義務

#### 第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者

及びサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第11条（契約者の禁止行為）

- 1 契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
  - 一 決められた場所以外での喫煙。
  - 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
  - 三 その他、決められた以外の物の持ち込み

### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 五 介護に際し、十分に配慮しているにも関わらず、利用者の予測しかねる行動等により万が一の事故が生じた場合

#### 第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

## 第六章 契約の終了

### 第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要支援・要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第16条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第5条第3項、第7条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者が、第1項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、事業者は契約の解約の意思を確認するものとします。
  - 四 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
  - 五 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

### 第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、

- 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者またはその家族、身元引受人が次の各号に該当する場合、契約者またはその家族、身元引受人らに対して予告期間において、この契約を解除することができます
- 一 正当な理由なく利用料その他支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合
  - 二 他の利用者の生命又は健康を重大な影響を及び及ぼす恐れがある場合
  - 三 本契約に違反し、改善を要請しても違反が是正されない場合
  - 四 信頼関係を維持することが困難な行為を行うことによって本契約を継続しがたい場合
  - 五 利用者または契約者、身元引受人らが次に記載する行為を行った場合
    - ・暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷、執拗なクレームなどの迷惑行為（言葉や態度によって人の尊厳や人格を傷つけたり、貶めたりする行為なども含む）
    - ・セクシャルハラスメント（性的に不快に感じる行為）
    - ・職員の写真や動画撮影、録音等を無断ですること、また、それらをSNS等に掲載すること。
  - 六 その他上記各号に準じる事由が生じた場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

#### 第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者が事業所を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な、福祉施設又は医療機関等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他、保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 第20条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、事業者は、契約者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切に便宜を図り、やむを得ない事情を除き、退院後も再び事業所に入所できるものとします。
- 2 前項における入院期間中において、契約者は料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（居室代）を事業所に支払うものとします。

### 第七章 その他

#### 第21条（居室の明け渡し 一清算一）

- 1 第15条により本契約が終了する場合において、契約者は、契約者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（現状回復の義務）、その他の条項に基づ

く義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に支払うものとします。
- 3 第19条第1項に定める援助を希望する場合には、契約者は援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

#### 第22条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。  
但し、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。  
但し、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

#### 第23条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、事業所外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（主に居室代）を事業者に支払うものとします。

#### 第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもつて協議するものとします。